平成２８年（フ）第７３号
福島市永井川字北谷地11番地の１　２号　山口方
債務者　永井さつき
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第７２号
長野県上田市蒼久保1442番地１　レオパレス蒼久保106号
債務者　堀内　靖浩
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第５７２号
広島県安芸郡熊野町新宮８丁目13番２号
債務者　須和　雅
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８６号
広島市西区己斐本町２丁目９番６－901号　トーカンキャステール己斐本町
債務者　久保田直美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９９号
鹿児島県姶良市東餅田1494－１　新田住宅Ｂ102号室、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘８丁目31番１号（アパートメント06102号）
債務者　半渡　光輝
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９８号
北海道苫小牧市沼ノ端中央１丁目29番33号　レオパレスアイ207号
債務者　齋藤　勇喜
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１１１号
北海道勇払郡安平町追分中央１番地71単身高齢者生活共同施設はーと苑
債務者　吉田　博光
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第７８号
宮城県遠田郡美里町青生字梅ノ木59番地
債務者　伊藤　未来
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
秋田県潟上市天王字上北野136番地33
債務者　石川　祐子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４０号
金沢市菊川１丁目12番８号　朝日プラザ菊川407号、従前の住所金沢市福久町ヘ18番地４
債務者　杉本しづよ
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５６号
長野県松本市大字寿白瀬渕2005番地12
債務者　吉江めぐみ
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１５７号
長野県塩尻市大字広丘野村1375番地21　コーポサークルワンＢ201
債務者　金城知恵美
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪3730番地387
債務者　坂井　正浩
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２７号
長野県伊那市山寺1879番地
債務者　唐木　信久
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４９９号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番３－1102号
債務者　小池　彩華
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５５号
兵庫県豊岡市日高町万場491番地
債務者　田中　一
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係